

提携事業者を募集しています

京都府庁生活協同組合

京都府庁生協は、京都府の職員等を対象とした職域生協で、組合員の生活に資する事業の一環として、広く提携いただける事業者を募集しています。

制度の目的等は、以下の「提携事業者制度」のとおりです。

詳しくは京都府庁生協総務課(075-441-7657)までお問い合わせください。

京都府庁生活協同組合 提携事業者制度

1 制度の目的

京都府庁生活協同組合提携事業者制度（以下「制度」という）は、京都府内、府外を問わず事業を展開する事業者と提携し、京都府庁生活協同組合（以下「府庁生協」という）の組合員に対して良質で幅広い商品・サービスをできるだけ安価で提供することを目的とする。

2 提携契約

府庁生協は、提携する事業者と提携内容等について提携契約を結ぶ。この契約は、事業者が作成した契約書で代えることができる。

3 提携事業の宣伝

府庁生協は、機関誌やホームページ、チラシ配布等で組合員に対して事業の宣伝を行う。

4 提携事業の内容

提携事業者は、制度の目的に沿った商品・サービスを提供するよう努力する。

5 利用方法

組合員は、提携事業者の事業を利用する際、紹介状の提示、組合員証の呈示等により提携事業の利用資格のある者であることを明示して事業を利用する。

6 手数料等

提携事業者は、組合員の利用額や利用件数に基づく手数料、若しくは機関誌やホームページへの広告掲載料を府庁生協に支払う。